

2018年8月30日

関係各団体の皆様

一般社団法人 全国消費者団体連絡会  
代表理事（共同代表） 岩岡 宏保  
代表理事（共同代表） 長田 三紀  
代表理事（共同代表） 浦郷 由季

## 『ストップ消費者被害！～消費者契約法改正運動～』の参加のよびかけ（再登録のお願い）

2015年度にスタートし、多くの団体に賛同登録いただいた「ストップ！迷惑勧誘運動」と「消費者契約法改正運動」につきまして、このたび一本化して新たな『ストップ消費者被害！～消費者契約法改正運動～』とし、賛同団体をあらためて募集することといたしました。

「消費者契約法の一部を改正する法律案」が2018年6月に成立しました。今回の改正では、消費者契約に関する消費者と事業者との間の交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護を図るため、「取り消しうる不当な勧誘行為の追加」「無効となる不当な契約条項の追加」「事業者の努力義務の明示」に対して規定が追加されました。

しかし、内閣府消費者委員会・消費者契約法専門調査会報告書において「措置すべき」とされた論点である「平均的損害額の立証責任の推定規定」の導入や、消費者委員会の答申書に付言された幅広いトラブル解決に資する「より一般的なつけ込み型勧誘への取消権」については、附帯決議に課題として記載されるにとどまりました。特に、「より一般的なつけ込み型勧誘への取消権」については、早急に検討を行い、本法成立後2年以内に必要な措置を講ずることとされています。民法の成年年齢引き下げによる若年成人の消費者被害拡大も懸念されており、早急な法整備が必要な状況です。

この『ストップ消費者被害！～消費者契約法改正運動～』では、消費者問題や消費者契約法に関する学習活動を行うとともに、今後の消費者契約法改正に向けて、みなさんと協力して世論喚起の運動をしていきます。

以前の登録団体の方もあらためての登録になりますので、次ページの登録用紙の提出をお願いします。この運動への賛同とご参加を是非よろしく願いいたします。

\*登録にあたり費用はかかりません。

### 1. 運動の目標

消費者契約法次回改正の実現など、消費者の権利が尊重される社会づくりに向けて活動します

### 2. 取り組み内容（各団体の事情に合わせてご参加、ご協力ください。）

- (1) 消費者問題や消費者契約法などに関する学習活動
- (2) 消費者関連法の充実強化に向けた世論喚起の活動

\*学習活動については、講師紹介をいたしますので、以下までお問い合わせください。



〒102-0085 東京都千代田区 六番町15 プラザエフ6F  
TEL.03-5216-6024 FAX.03-5216-6036  
URL : <http://www.shodanren.gr.jp>

### 【この件に関するお問い合わせ先】

事務局 大出 yukiko.ooide@shodanren.gr.jp  
小林 shinichiro.kobayashi@shodanren.gr.jp

2018年8月

全国消費者団体連絡会（大出、小林）行き

FAX 03-5216-6036 または E-mail [yukiko.ooide@shodanren.gr.jp](mailto:yukiko.ooide@shodanren.gr.jp)（大出）で

以下の参加登録用紙の提出をお願いします。

「ストップ消費者被害！～消費者契約法改正運動～」参加登録用紙	
団体名(*正式名称をご記入ください)	
賛同団体として 登録します                      登録しません                      検討中です ※該当する部分に○をつけてください。	
団体住所 〒	連絡先 TEL
E-mail	連絡先 FAX
備考（運動に期待することなど）	

\*今後、「ストップ消費者被害！～消費者契約法改正運動～」のメーリングリストを設ける予定です。上記にご記入いただいた E-mail アドレスをメーリングリストに登録させていただきますので、ご了解のほどお願いいたします。